



平成28年1月21日
海上保安庁

「平成27年の海上犯罪取締りの状況」の修正について

平成28年1月20日に広報しました「平成27年の海上犯罪取締りの状況」につきまして、一部誤りがありましたので修正いたします。

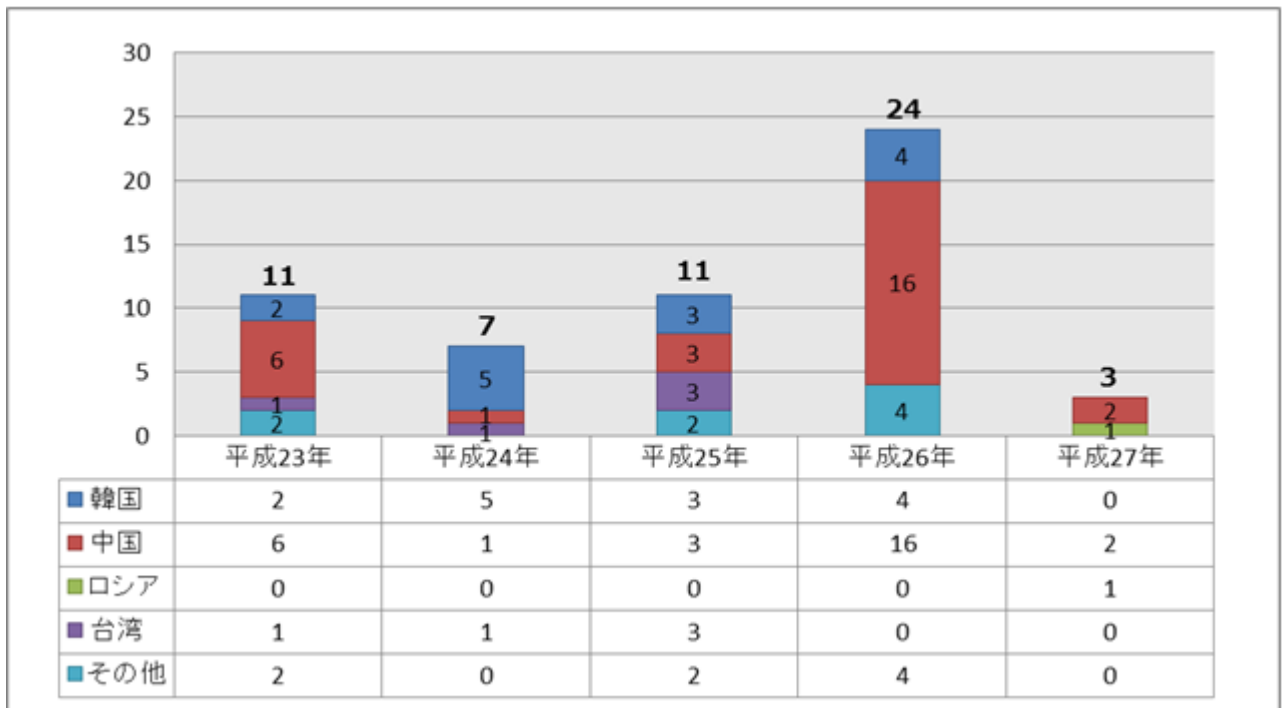
修正前

4ページ《外国漁船の国籍別検挙隻数の推移》グラフ中、
ロシア 0隻 その他1隻

修正後

4ページ《外国漁船の国籍別検挙隻数の推移》グラフ中、
ロシア 1隻 その他0隻

《外国漁船の国籍別検挙隻数の推移》（修正後）



(単位：隻)



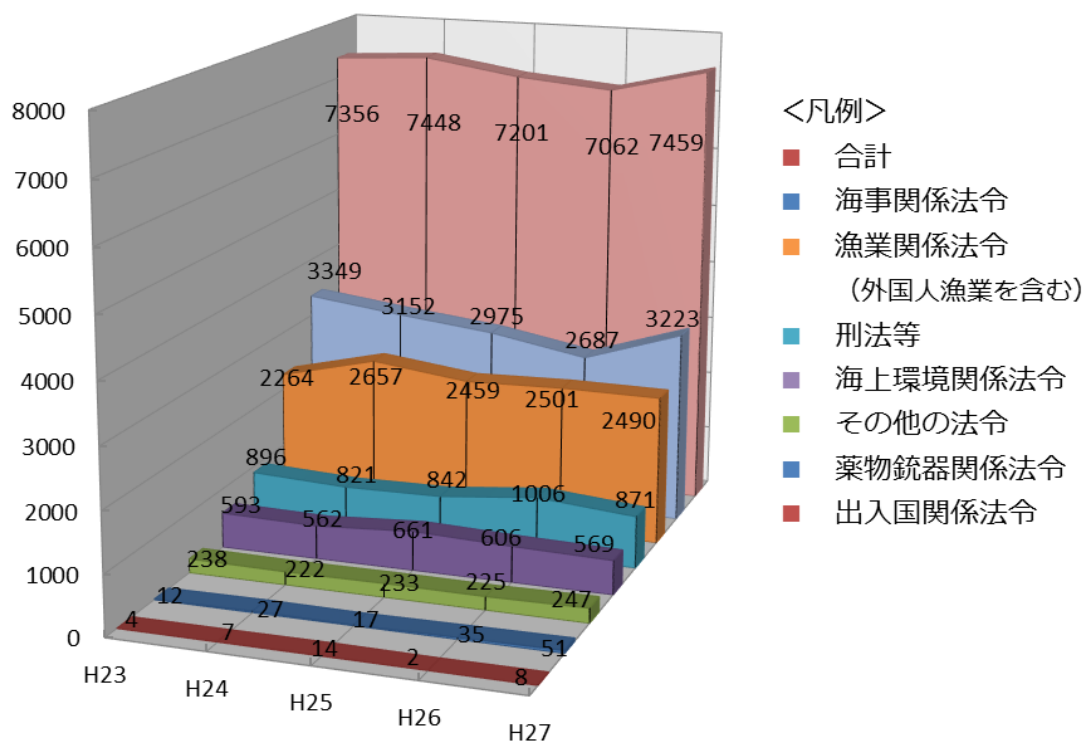
平成28年1月20日
海上保安庁

平成27年の海上犯罪取締りの状況

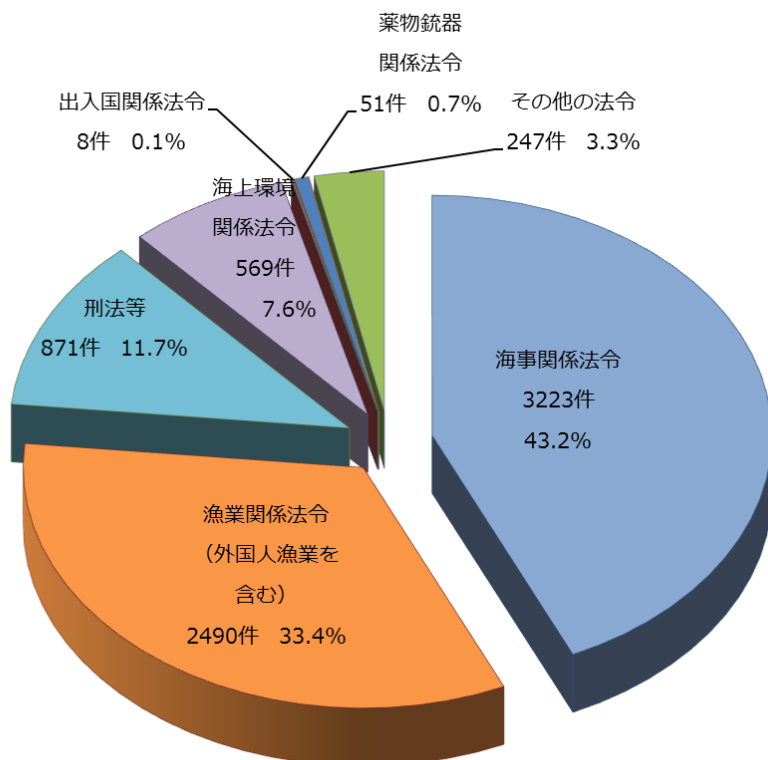
- ◇ 平成27年の海上犯罪の送致件数は、対前年比397件(5.6%)増加の7,459件でした。
- ◇ 各種法令別の送致件数については、平成22年以降5年連続で減少していた海事関係法令違反が3,223件で、対前年比536件(19.9%)増加したほか、漁業関係法令違反が2,490件で、平成21年以降、7年連続で2,000件を超えています。
- ◇ 全送致件数の内訳については、海事関係法令が43.2%と最も多く、次いで漁業関係法令(33.4%)、刑法等(11.7%)、海上環境関係法令(7.6%)等となっております。例年と比べ全送致件数に占める各種法令の割合に大きな変化はありません。
(送致件数の詳細は「別図」をご参照ください。)
- ◇ 昨年、大幅に増加した外国人漁業関係法令違反の検挙隻数は、24隻から3隻と大幅に減少しています。

- ◆ 各種法令別の具体的な内容については「別添1」を、注目すべき事件については「別添2」をご参照ください。

《法令別送致件数の推移(平成23年～平成27年)》



《法令別送致件数の構成比(平成27年)》



各種法令別取締り等の状況

1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 3,223 件で、前年と比較し 536 件(約 19.9%)増加しました。

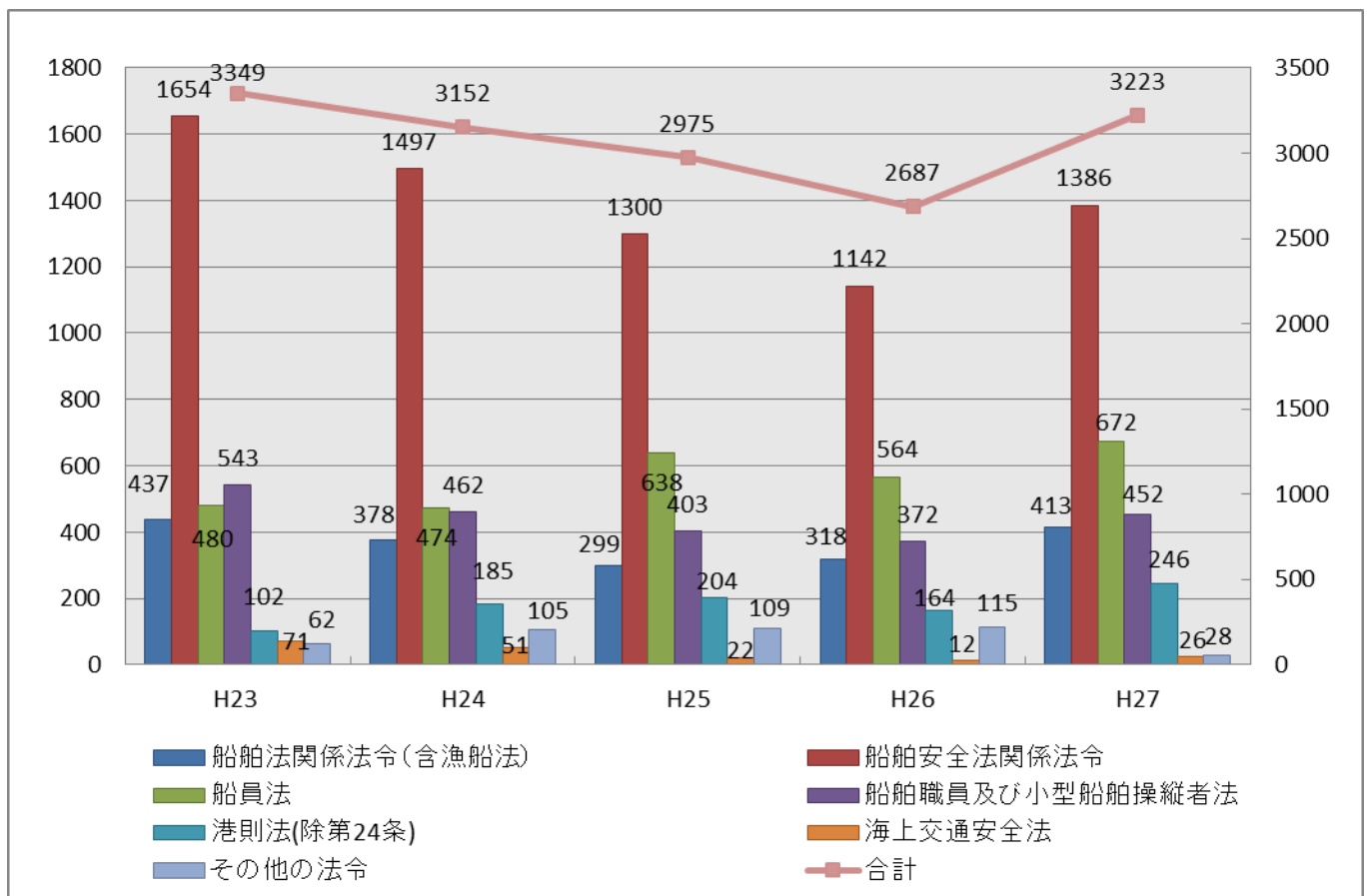
法令別では、無検査航行、定員超過や区域外航行等を規定した船舶安全法関係法令違反の送致件数が 1,386 件で全体の約 43% を占め、次いで船員の労働条件等を規定した船員法違反が 672 件で全体の約 20.9%、無資格運航の禁止等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が 452 件で全体の約 14% を占めています。

海上保安庁では、引き続き、無検査航行や無資格運航のような、海難の発生に結びつくおそれのある事犯の取締りに取り組んでいきます。

海事関係法令違反の取締りの状況



《海事関係法令違反の法令別送致件数の推移》



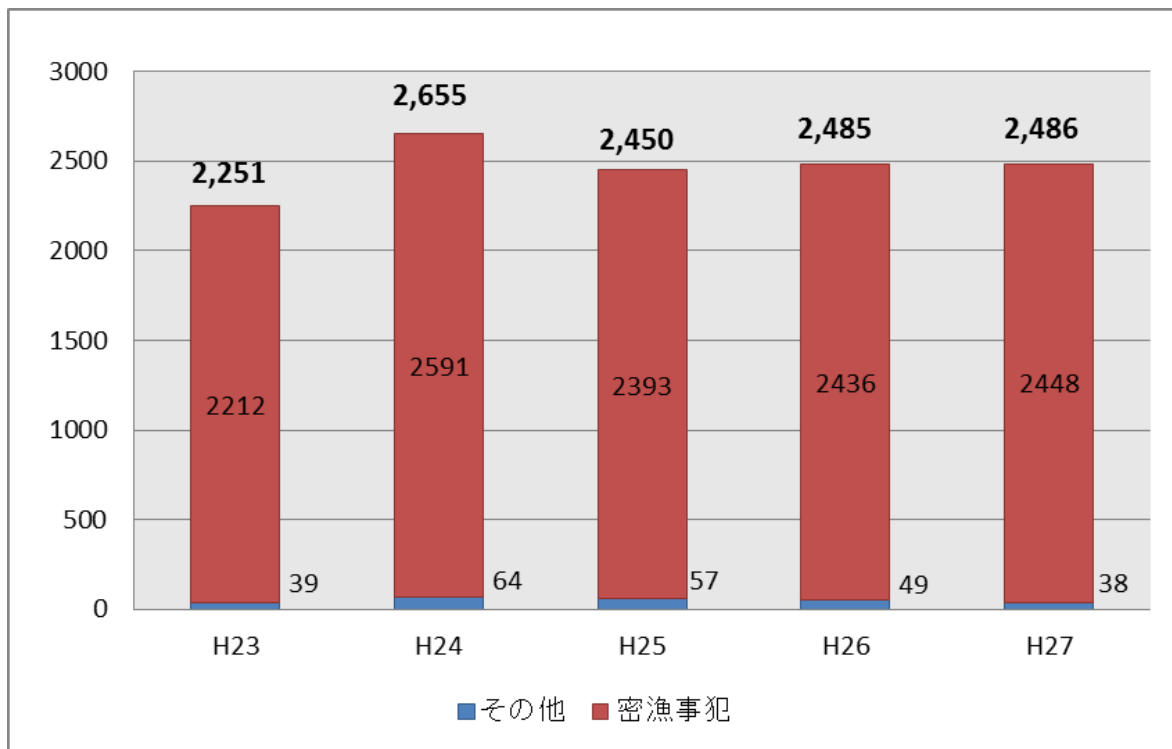
2. 漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の取締り状況

漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の送致件数は 2,486 件 で、前年と比較し 1 件増加 しました。

漁業関係法令の中でも無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる「密漁」事犯については、2,448 件(全体の約 98.5%、前年と比較し 12 件増加) を送致し、平成 21 年以降、7 年連続で 2,000 件を越え、依然として高い水準で推移しています。



《漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の法令別送致件数の推移》



密漁の形態としては、一般市民による個人的な消費を目的としたものから、暴力団等が、資金獲得を目的として、組織的に取引価格の高い漁獲物を大量に採捕するような悪質かつ巧妙なものまで多岐にわたっています。

海上保安庁では、地元漁業者等からの要請を踏まえ、地域特性に応じた取締りを行うとともに、捜査力の更なる向上や採証資機材等の充実を図り、今後も悪質な密漁事犯の取締りに取り組んでいきます。

3. 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

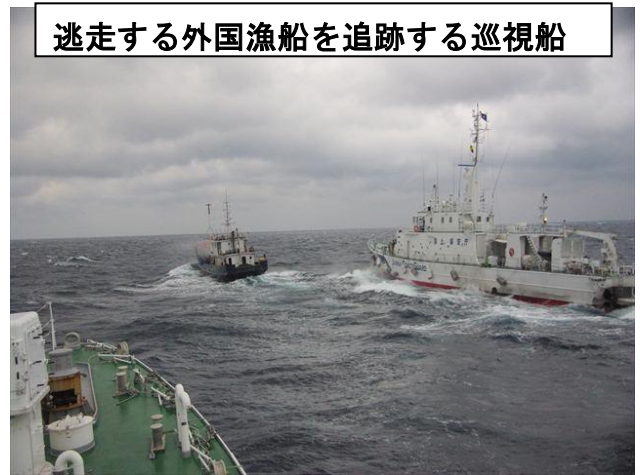
外国人漁業関係法令違反の検挙隻数は3隻（前年 24 隻）であり、全てが排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（うち無許可操業 1 隻、立入検査忌避 2 隻）でした。

我が国周辺海域の豊富な水産資源を狙い、違法操業を行う外国漁船は後を絶ちません。これら外国漁船による違法操業は、北海道、

九州、沖縄及び小笠原諸島周辺海域と広範囲で確認されており、取締りを逃れるため、夜陰に乗じて違法操業を行う、巡視船艇・航空機からの停船命令に従わず、摘発を逃れるためにジグザグに逃走するなど、その態様は悪質・巧妙化しています。

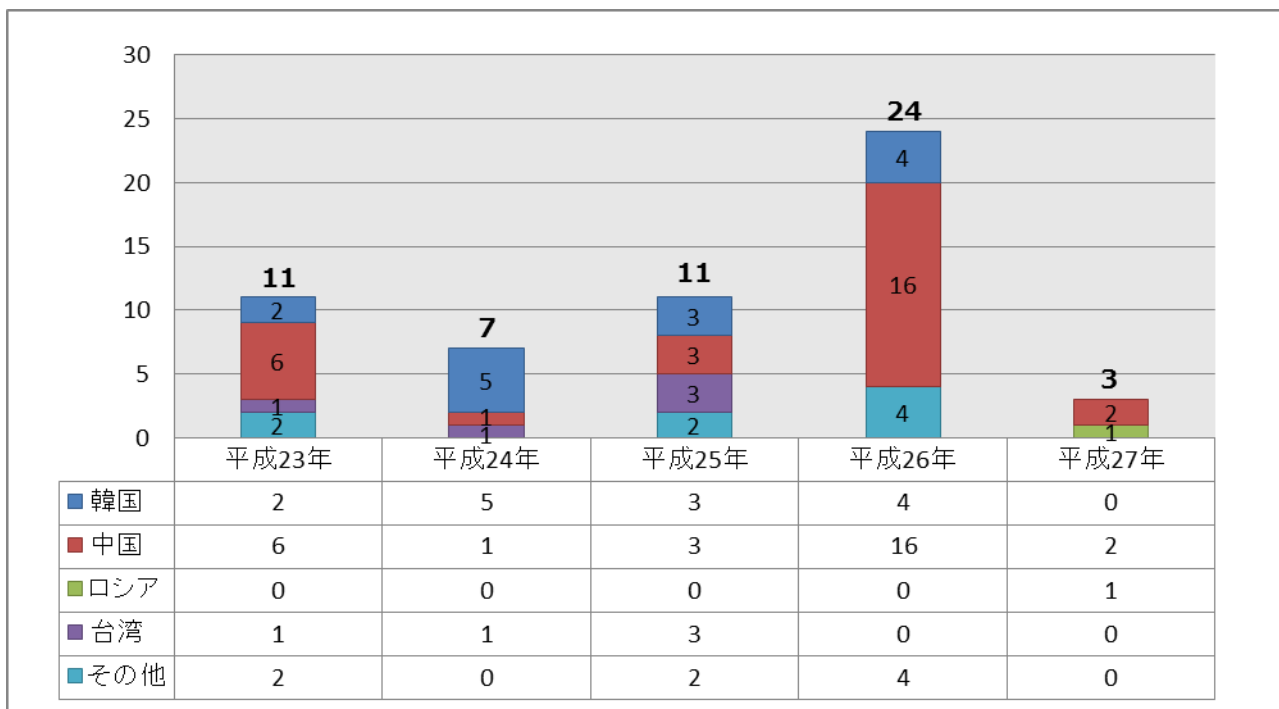
なお、平成 26 年 9 月中旬以降、小笠原諸島周辺海域等において多数確認された中国サンゴ漁船とみられる外国漁船は、昨年 1 月 22 日を最後に小笠原諸島周辺海域においては確認されていませんが、10 月には九州西方海域において当庁巡視船が 2 隻の中国サンゴ漁船を検挙するなど、依然として予断を許さない状況が続いています。

海上保安庁では、引き続き、関係機関のほか地元漁業者などの地域住民との連携・協力を図り、厳正かつ的確な監視取締りに取り組んでいきます。



逃走する外国漁船を追跡する巡視船

《外国漁船の国籍別検挙隻数の推移》



(単位：隻)

4. 刑法犯の取締り状況

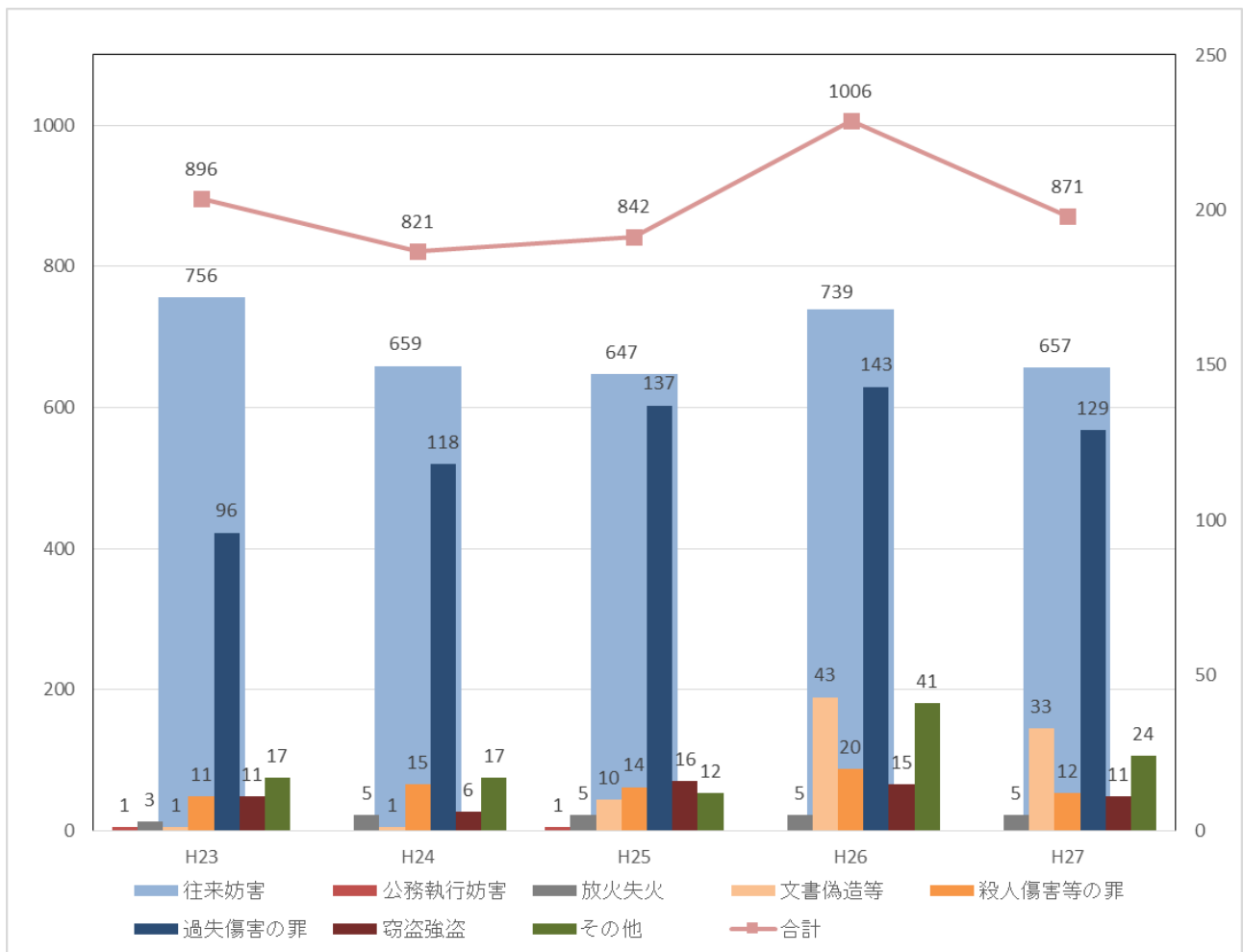
刑法犯の送致件数は 871 件 で、前年と比較し 135 件 (約 13.4%) 減少 しました。衝突や乗揚げ等、往来を妨害する罪が 657 件 (前年 739 件) で全体の約 75.4%、次いで乗船者を負傷させる等、過失傷害の罪が 129 件 (前年 143 件) で全体の約 14.8%、文書偽造等の罪が 33 件 (前年 43 件) で全体の約 3.8% となっています。

衝突により損傷した貨物船



海上保安庁では、悪質な衝突逃走事犯、船内傷害事犯、窃盗事犯等における証拠収集・保全・分析に迅速かつ的確に対応するため、鑑識・鑑定体制の強化や資機材の充実を図り、これらの犯罪に対し、的確に対応していきます。

《刑法犯の罪種別送致件数の推移》



5. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は 569 件で、前年と比較し 37 件（約 6.1%）減少しました。

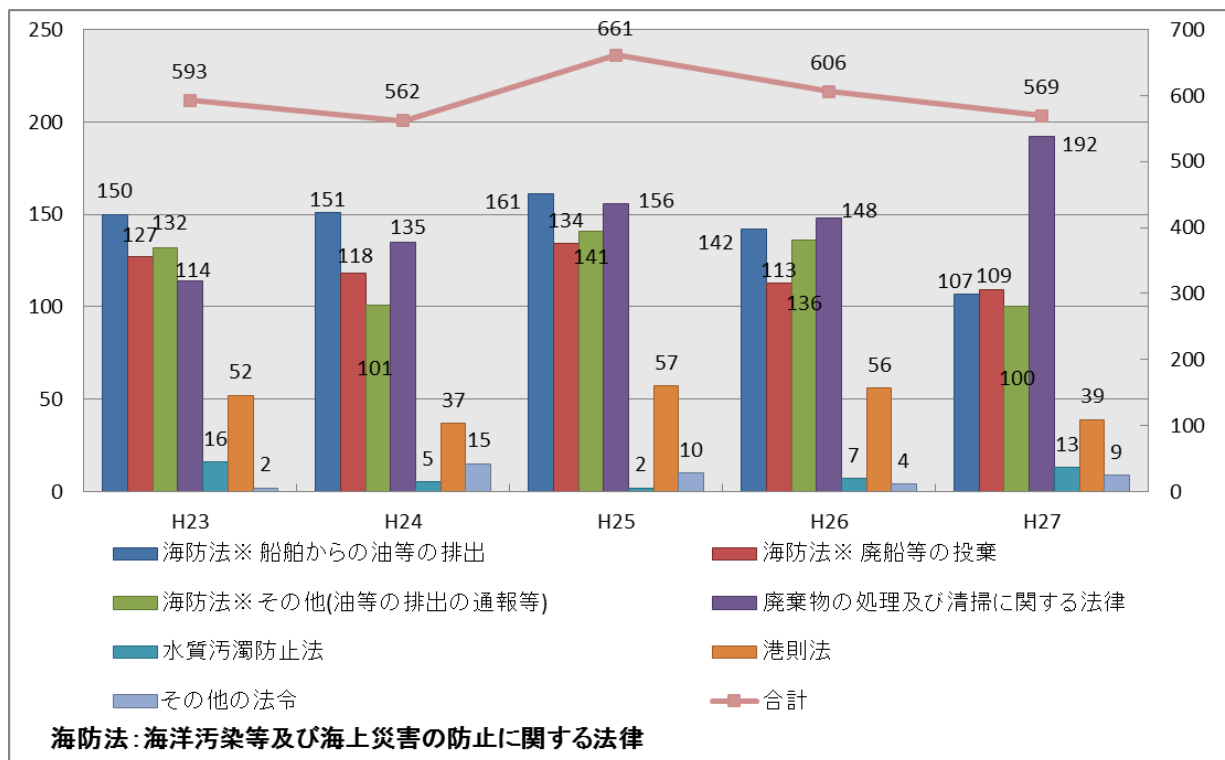
法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出、廃船の投棄等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の送致件数が 316 件で全体の約 55.5%を占め、次いで廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の送致件数が 192 件で全体の約 33.7%を占めています。

なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯の取締りについては、国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用しており、その結果、3 件（前年 6 件）の油等の不法排出事犯について、担保金の提供を受けました。

海上保安庁では、引き続き関係機関や地域住民と連携・協力して、港内等における油や汚染水の不法排出事犯や廃棄物の不法投棄事犯の実態を把握するとともに、航空機の広域監視能力を活用し、外国船舶等による油等の不法排出事犯の監視を効率的に実施するなどして海上環境事犯の取締りに取り組んでいきます。



《海上環境関係法令違反の法令別送致件数の推移》



6. 出入国関係法令違反の取締り状況

平成 27 年の出入国関係法令違反の送致件数は 8 件で、前年と比較し 6 件増加しました。

近年、船舶による不法出入国事犯については、密航斡旋ブローカーの関与がうかがわれる数人規模の密航事件及び退去強制歴を有する船員が本邦に不法上陸した事件を摘発しており、小口・巧妙化の傾向が続いています。

詳細については、平成 28 年 1 月 20 日付、公表の「平成 27 年における密輸及び密航取締り状況について（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）」をご参照ください。

7. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

平成 27 年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は、51 件で、前年と比較し 16 件増加しました。

近年、海上からの覚醒剤の密輸事犯については、船舶コンテナ貨物に隠匿して、一度に大量の覚醒剤を密輸する事犯が相次いで摘発されており、傾向として密輸手口の大口・巧妙化及び密輸ルートが多様化が見受けられ、国際犯罪組織が関与するものも発生しています。

詳細については、平成 28 年 1 月 20 日付、公表の「平成 27 年における密輸及び密航取締り状況について（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）」をご参照ください。

8. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令違反の送致件数は、不法無線局の開設等の電波法違反 129 件をはじめとする 247 件で、前年と比較し 22 件(約 9.7%)増加しました。

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」については、船舶保安情報を適正に通報することなく入港した船舶について 5 件(前年 3 件)を送致しました。

また、外国から本邦の港へ入港しようとする船舶等から、53,911 件(前年 55,174 件)の船舶保安情報の通報があり、これら入港船舶のうち、船舶保安情報の通報内容等から保安措置(船舶に義務づけられた自己警備)が適確に講じられているかどうかを調べる必要がある船舶 2,194 隻(前年 2,505 隻)に対して海上保安官による立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行った結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

なお、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」については、73 隻(前年 54 隻)の外国船舶に対して同法に基づく立入検査を実施しましたが、検挙に至った例はありませんでした。

海上保安庁は、外国船舶の不審な行動を抑止するため、引き続き同法を的確に運用して、領海等の安全の確保に万全を期していきます。

注目すべき事件**【漁業関係法令】****○ 松山市高浜地区漁船3隻の密漁グループによる潜水器密漁事件 松山海上保安部**

平成27年1月、松山海上保安部は、密漁情報をもとに長期にわたり捜査した結果、密漁関係者18名が、密漁船3隻に分乗し、愛媛県海域のみならず、山口及び福岡両県海域においても、潜水器を使用して組織的かつ広域的に「さざえ」「あわび」等を密漁している事実を突き止めたことから、18名に対する逮捕状及び関係先の捜索差押許可状の発付を得て、17名を漁業法違反等の容疑で通常逮捕するとともに、逃走していた共犯者2名も通常逮捕しました。

【外国人漁業関係法令】**○ 九州西方海域において中国サンゴ漁船を立入検査忌避容疑で逮捕**

(長崎海上保安部・鹿児島海上保安部)

平成27年10月、長崎海上保安部は、長崎県男女群島西方、鹿児島海上保安部は、鹿児島県屋久島西方の我が国排他的経済水域内において、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（立入検査忌避）の容疑で、それぞれ1名の中国サンゴ漁船船長を逮捕しました。

いずれの事件も、しょう戒中の海上保安庁巡視船が我が国排他的経済水域内を航行中の中国サンゴ漁船を発見し、立入検査を実施しようとして停船命令を行ったものの、当該漁船はこれに従わず逃走したことから、海上保安官が移乗した後停船させ、同船船長を上記容疑で現行犯逮捕したものです。

○ 北海道宗谷岬沖において無許可操業のロシア人船長を逮捕 (紋別海上保安部)

平成27年10月、しょう戒中の海上保安庁巡視船が、北海道宗谷岬東方の我が国排他的経済水域内で操業中のロシア籍かに籠漁船を発見しました。

当該漁船が逃走したため、巡視船が追跡して停船させ、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律違反（無許可操業）の容疑で同船船長を逮捕しました。

【刑法犯】

○水上オートバイM号・水上オートバイT号衝突死亡事件 小浜海上保安署

平成 27 年 8 月、小浜海上保安署は、福井県高浜町の沖合いにおいて、遊走中の少年が操船する水上オートバイM号が、漂泊中の水上オートバイT号（少年 2 名乗船）に衝突、T号船長が搬送先の病院で死亡が確認され、T号同乗者も打撲等の傷害を負ったことについて、M号船長を業務上過失致死等の容疑で検挙しました。

○船員に対するわいせつDVD有償頒布事件 大阪海上保安監部

平成 27 年 8 月、大阪海上保安監部は、貨物船員にわいせつDVD等を販売している人物がいるとの情報を端緒に捜査した結果、わいせつ画像を記録したDVDを 1 枚 500 円から 1,000 円で販売していたことが判明、密売人をわいせつ物頒布の容疑で通常逮捕するとともに、わいせつ画像が記録されたDVD約 3,700 枚等を押収しました。

【海上環境関係法令】

○ 缶詰製造業者による不法排出事件（伊万里海上保安署）

平成 27 年 4 月、伊万里海上保安署は、水質汚濁防止法に規定される基準値を大幅に超えた高濃度の汚水（※排水基準及び本件排水の値については以下のとおり）を、公共用水域である伊万里湾に排出しているとして、同工場を営む佐世保市内の缶詰会社及び同工場において排水処理施設の運転管理業務に従事する 2 名を、水質汚濁防止法違反容疑で送致しました。

・排水基準

化学的酸素要求量（COD） 1 6 0 mg/ℓ

浮遊物質（SS） 2 0 0 mg/ℓ

・本件排水

化学的酸素要求量（COD） 2、4 5 0 から 3、3 7 0 mg/ℓ

浮遊物質（SS） 5、1 0 0 から 5、7 0 0 mg/ℓ

○ 様似港内さまににおける産業廃棄物不法投棄事件（浦河海上保安署）

平成 27 年 3 月、浦河海上保安署は、つぶ貝加工作業で発生した産業廃棄物である、つぶ貝の不要部分約 208 キログラムを様似港内に投棄したとして、様似郡内の水産会社及び同社従業員 2 名を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑で送致しました。